

## AEDを設置します

本庁総合危機管理課

市では、12月1日から市内15カ所の施設にAED（エーイーディー）（自動体外式除細動器）を設置します。

AEDとは、心停止のときに器械が自動的に心臓の状態を判断し、容体に応じて心臓に電気ショックを与える器械です。設置施設は次のとおりです。

### AED設置施設

1	市役所南庁舎	8	鳥ヶ原温泉やぶっちゃん
2	偕楽荘	9	あやま文化センター
3	上野運動公園 スポーツセンター	10	阿波診療所
4	伊賀市文化会館	11	大山田支所庁舎
5	上野ふれあいプラザ	12	ライトピアおおやまだ
6	伊賀支所庁舎	13	伊賀の国大山田温泉 さるびの
7	いがまち保健福祉 センター	14	青山支所庁舎
		15	青山保健センター

### 【問い合わせ】

本庁総合危機管理課

☎22・9640

## 償却資産申告書の提出 をお願いします

本庁税務課

市内で事業をされている全体的方（法人・個人）は必ず償却資産の申告を期日までに行ってください。

「償却資産」とは、事業のために使用する構築物・機械器具・備品などの有形資産を言います。例えば、ミシンを家庭用として使用している場合は課税対象となりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合は償却資産として課税の対象となりますので申告が必要です。

### 【対象者】

会社・工場・商店・駐車場・アパート経営など市内で事業を行っている全ての事業主。

### 【課税の対象例】

①**構築物**（駐車場等に使用しているアスファルト舗装、車止めなどの設備、広告塔、門、塀、そのほか土地に定着する土木設備など）

②**機械および装置**（工作機械、印刷設備、土木建設機械（ブルドーザなど）、公衆浴場設備（かま、温水器など）、そのほか各種製造設備などの機械類）

③**車両・運搬具**（フォークリフト、構内運搬具、そのほか車両運搬具など）※自動車税の対象となる車両は除く。

④**工具・器具および備品**（ミシン、事務用備品（机、棚、パソコン、エアコンなど）、理容美容器具（化粧台、鏡など）、遊戯器具（ゲーム機、パチンコ台など）、看板、医療器具（診療台・レントゲン機器など）、そのほか各種工具・器具など）

※なお、リース機器などは、貸与主が課税の対象となりますので、所定の欄にリース先を記入してください。

### 【申告書の入手方法】

12月上旬に発送します。届かないときはご連絡ください。市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/Files/171503/attach/償却資産申告書一式.xls>）からもダウンロードできます。

### 【提出方法】

申告書に必要事項を記入の上、本庁税務課資産税係または各支所総務振興課まで郵送または直接ご提出ください。

### 【提出締切】

平成19年1月31日（水）

### 【問い合わせ】

本庁税務課 ☎22・9614

## 国民健康保険 のはなし



### ■保険税は必ず納期内に納めましょう！

特別な事情がないのに納期限を過ぎても保険税を納めないこと、次のような措置を受けられることとなります。納付書が届いたら納期内に納めましょう。

### ★保険税を定められた期間内に納めない!!

▼「被保険者証」を返却していただきます

滞納期間が1年未満の場合、有効期間の短い「短期被保険者証」を交付します。

滞納期間が1年以上の場合「短期被保険者証」も返却していただき、「被保険者資格証明書」を交付します。

※被保険者資格証明書で受診すると医療費はいったん全額自己負担になります。

### ▼保険給付が差し止めになります

滞納期間が1年6カ月以上の場合、保険給付（療養費・

高額療養費・出産育児一時金など）の全部または一部が差し止めになります。

### ▼保険給付の額から滞納している保険税を差し引きます

保険給付を差し止められている人が、そのまま保険税を納めないでいると、差し止められている保険給付の額から滞納している保険税が差し引かれます。

### ■国民健康保険税の減免制度があります

市の国民健康保険では、保険税の納付義務を負う世帯主またはその世帯の国民健康保険被保険者の生活が、震災・風水害・火災などにより大変困難になった場合には、当該年度分の税額のうち申請の日以降に納期がくる税額を、減額または免除することができ、制度があります。

ただし、生活状況の変化により、減免の措置を取り消す場合があります。詳しくは、国民健康保険の窓口でご相談ください。

### 【問い合わせ】

本庁健康保険課

☎22・9659

各支所健康福祉課

## 景観行政団体になりました

本庁都市計画課

市では旧上野市当時の平成13年から自主条例として「上野市ふるさと景観条例」を施行し、合併後も「伊賀市ふるさと景観条例」として引き継ぎ、町並みの保全などの景観行政を展開してきましたが、先人から受け継いだ歴史的景観や自然景観を保全し、魅力あるまちづくりをより一層推進していくため平成16年12月に施行された「景観法」に基づき、県から「景観行政団体」の同意を得るための協議を行い、平成18年12月1日から三重県下で初めての「景観行政団体」になりました。

今後は、景観行政の骨子となる「景観計画」を市民参加のもと策定した上で条例を整備し、強い指導力を備えた景観行政を推進していきます。

▼景観行政団体とは

景観計画の策定など具体的な施策を実施する団体で景観行政を担う主体であり、政令市・中核市・都道府県は自動的に景観行政団体となります。それ以外の市町村で、景観行政に意欲のあるところは、都道府県知事との協議・

同意により景観行政団体になることができます。

### ▼景観計画とは

景観行政団体が景観行政を進めるための基本となる計画であり、計画区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の規制に関する事項、景観重要建造物または景観重要樹木の指定方針などを定めるもので、この計画内容に沿って建築物の建築、土地の形状変更（開発）、土石・廃棄物の堆積などに際し、強く指導していくこととなります。

### 【問い合わせ】

本庁都市計画課  
☎22・9826



## 青山保健センター

### 運動施設特別教室

#### 青山支所青山保健センター

#### ■ハツラツ健康運動教室

水中運動を含む各種有酸素運動や筋力トレーニングを行い、運動習慣をつけて生活習慣病の予防につなげます。

【とき】 ※毎週土曜日

1月6日～3月24日（全12回）午後1時30分～2時30分

【対象者】 おおむね40歳以上で運動習慣がない方

#### ■イキイキ筋力アップ教室

体力測定を行って個々の筋力を把握した上で、各種有酸素運動や筋力トレーニングを行い、運動習慣を身につけ、下肢の筋力アップを目指します。

【とき】 ※毎週金曜日

1月5日～3月23日（全12回）午後1時30分～2時30分  
【対象者】 おおむね60歳以上の方

#### ■燃やせ！体脂肪教室

体脂肪を燃やす有酸素運動を中心に行い、生活習慣病を予防するとともに運動習慣を身につけ、体脂肪を増やさない体づくりを目指します。

【とき】 ※毎週水・土曜日

1月6日～2月14日（全12回）午後7時30分～8時30分  
【対象者】 体脂肪が高い方、気になる方（年齢制限なし）

#### ※参加費について

運動施設使用料が毎回必要です。

#### ※各教室の申し込みについて

【募集期間】 12月28日(木)まで  
【定員】 各20人(先着順)  
【申し込み・問い合わせ】

青山保健センター運動施設  
☎52・4100

## 個人情報保護法の

### 説明会・講演会

本庁広聴広報課

【とき】 12月19日(火)

●一般向け説明会

午前10時30分～午後0時30分

●事業者向け講演会

午後2時～4時

【ところ】

三重県総合文化センター

多目的ホール

【申込方法】

12月13日(水)までに所定の申

込票に記入の上、FAXまたはEメールでお申し込みください。

※申込票は県ホームページ  
(<http://www.pref.mie.jp/koukai/index.htm>) からダウンロードするか本庁広聴広報課または各支所総務振興課に用意します。

【申し込み・問い合わせ】

三重県情報公開室

☎059・224・2071

FAX059・224・3039

✉seijoho@pref.mie.jp

## 地域包括支援センター業務嘱託員を募集します！

【募集人数】 1人

【採用資格】

- ※次のいずれかに該当する人
- 保健師免許を持っている人
- 介護支援専門員資格がある人
- 社会福祉士資格がある人
- 看護師免許を持ち地域ケア・地域保健などに関する経験がある人(准看護師は除く)

【報酬】 月額 210,000円

【勤務先】

伊賀市地域包括支援センター  
(介護保険課事務所内)

※業務内容は利用者の居宅を訪問することや、関係機関を訪問することを含みます。

【勤務時間】

月～金曜日(週4日勤務)午前8時30分～午後5時15分

【社会保険への加入】

健康保険・厚生年金・雇用保険に加入

【有給休暇の有無】 有

【必要書類】

履歴書と採用資格を証明する書類(免許状などの写し可)

【募集期間】

12月15日(金)まで(平日の午前8時30分～午後5時)

【その他】

諸条件は「伊賀市非常勤嘱託員設置要綱」ほか、市の関係規定によるものとします。

【申し込み・問い合わせ】

※応募を希望される方は、まず電話でご連絡ください。

伊賀市地域包括支援センター  
☎26-1521